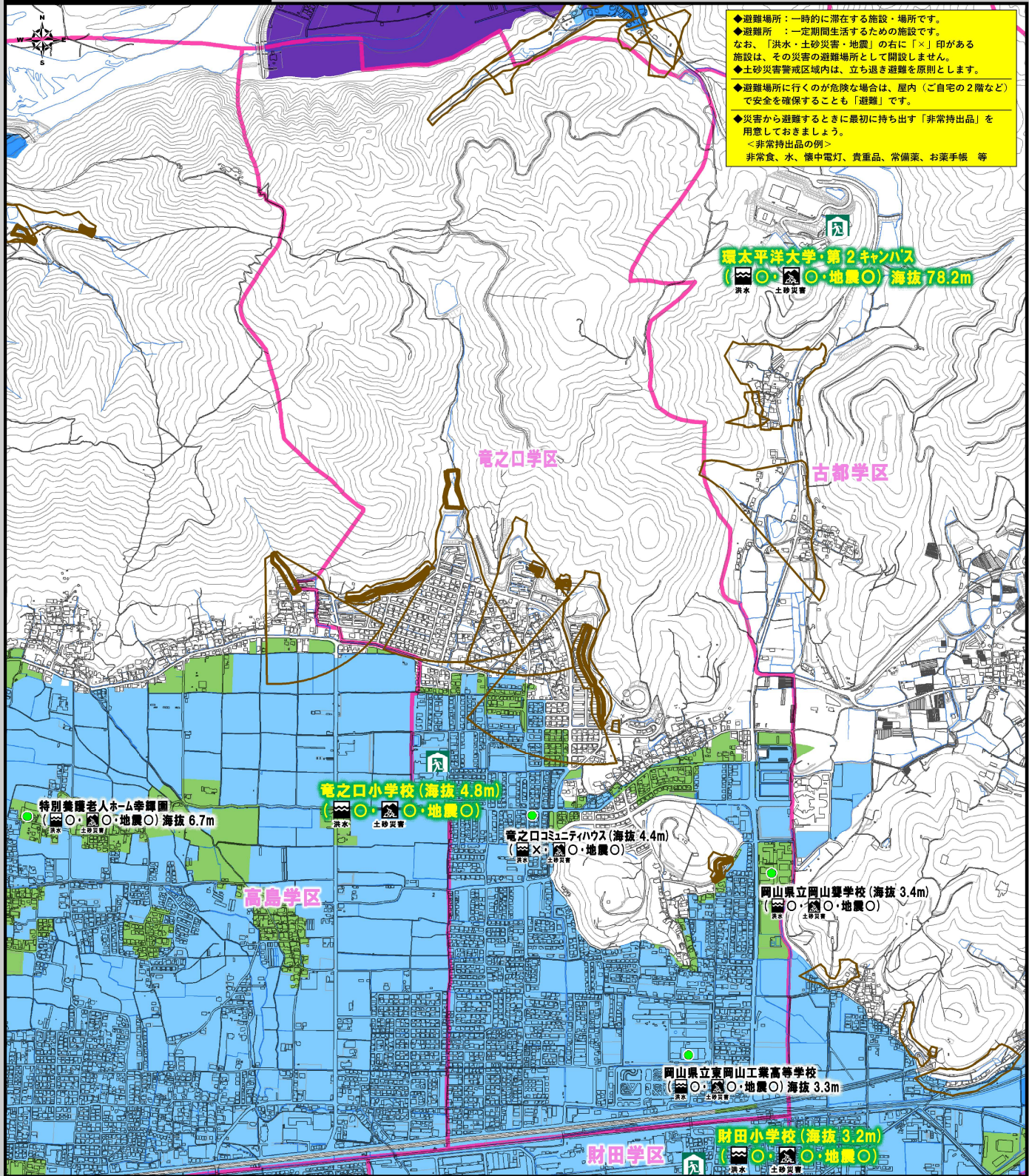


◆避難場所：一時的に滞在する施設・場所です。
 ◆避難所：一定期間生活するための施設です。
 なお、「洪水・土砂災害・地震」の右に「×」印がある施設は、その災害の避難場所として開設しません。
 ◆土砂災害警戒区域内は、立ち退き避難を原則とします。
 ◆避難場所に行くのが危険な場合は、屋内（ご自宅の2階など）で安全を確保することも「避難」です。
 ◆災害から避難するとき最初に持ち出す「非常持出品」を用意しておきましょう。
 <非常持出品の例>
 非常食、水、懐中電灯、貴重品、常備薬、お薬手帳 等



◆凡例

避難場所兼避難所
 避難情報が発令された地域において、発令と同時に岡山市が開設します。具体的な開設状況は、「災害情報の入手方法について」から確認できます。

● 避難場所

□ 小学校区

◆洪水浸水想定区域(計画規模)

- 5m以上
- 2~5m未満
- 0.5~2m未満
- 0.5m未満

◆土砂災害警戒区域等

- 特別警戒区域
- 警戒区域

わが家の防災メモ

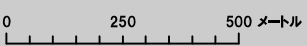
● 避難する場所

● 家族の集合場所

● 緊急連絡先

災害情報の入手方法について

- ① おかやま防災情報メール
- ② 岡山市防災メール(日本語版)
- ③ 岡山市公式LINE
- ④ 岡山市公式ホームページ
- ⑤ テレビ
- ⑥ ラジオ



令和2年1月作成
 この地図は、岡山市長の承認を得て、岡山市所管の平成23年度測量成果の岡山市域図(1/10,000)を複製したものである。
 (承認番号 令和2年1月24日 岡都計第005号)